

第2次三和地区行動計画

～みんながつながる、支え合い・助け合う三和をつくろう～

2023年度（令和5年度）～2026年度（令和8年度）

三和地区行動計画推進委員会
（三和地区社会福祉協議会）

三和地区行動計画の改訂にあたって

三和地区の皆様をはじめ、三和地区に関わるすべての皆様におかれましては、日頃から三和地区内の地域福祉の推進にあたりご尽力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、2018年度（平成30年度）に策定した「三和地区行動計画」は、基本理念である「みんながつながる、支え合い・助け合う三和をつくろう」を目指し、三和地区社会福祉協議会をはじめ、小学校区ごとの小域福祉ネットワーク、町会、民生委員児童委員協議会、子育て家庭支援員協議会など、地域で活動する関係者・関係団体が連携・協働しながら様々な地域福祉活動に取り組んでまいりました。

また、取り組みにあたっては、現在も続く新型コロナウイルス感染症の流行や、2019年9月に発生した台風15号による被害の影響により、事業の中止や活動制限などを余儀なくされたものの、代替事業への変更や人数制限などの感染予防策を施すなど、工夫を凝らしながら一步一步着実に取り組んでいるところです。

このような状況の中、今般、国の「地域共生社会」の実現が提起されたことに伴い、行政計画である「市原市地域共生社会推進プラン」や市社協策定の民間の行動計画である「市原市地域福祉活動計画」が改訂され、活動計画に連動する本計画も三和地区行動計画推進委員会が中心となり計画の見直しを図りました。

住み慣れた地域で安心して暮らし続けるには、公的な支援・サービスだけでなく、地域住民をはじめとした地域の様々な団体の参画による支え合い助け合いの仕組みが必要とされ、地域福祉活動の重要性はますます大きなものになっています。

本計画の推進に関わる皆様におかれましては、引き続きご理解ご協力をくださいますようお願い申し上げます。

2023年4月



三和地区行動計画推進委員会

委員長 福田 隆一

(三和地区社会福祉協議会会長)

目 次

第1章 計画の改訂にあたって	
（1）計画改訂の趣旨	1
（2）計画の推進圏域と体制	2
（3）計画の期間	2
第2章 前計画の成果と課題・方向性	3
第3章 三和地区の地域特性	6
第4章 計画の体系	
（1）基本理念	7
（2）基本目標	7
（3）計画の体系	7
（4）個別事業計画	8
（5）計画の進行管理	13
（6）三和地区相談支援体制図	14
地区行動計画推進委員会委員名簿	15

第1章 計画の改訂にあたって

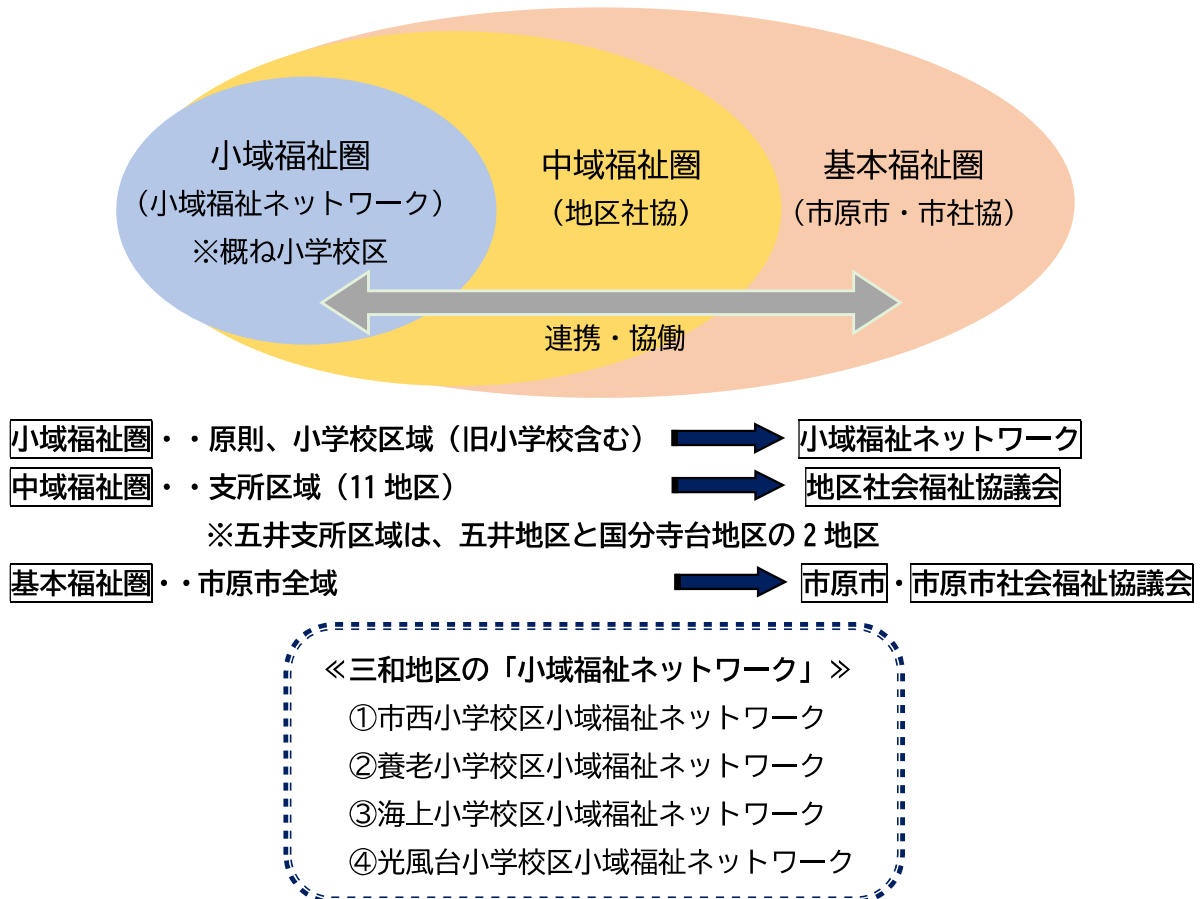
(1) 計画改訂の趣旨

- 本計画は、三和地区社会福祉協議会が中心となり、地域住民や関連諸団体の皆様からいただいたご意見や三和地区の特性を踏まえ、地域づくりの指標となる「三和地区行動計画（第1次）」を平成30年度に策定し、地域福祉を推進してまいりました。
- これまで、主に高齢者を中心とした地域福祉活動を中心に進めてまいりましたが、昨今、全国的に人口減少、少子高齢化、8050問題（高齢の親と無職の子どもの同居世帯）などの多様化・複雑化した生活課題が浮き彫りとなり、当地区でも同様の状況が見られています。
- このことから、国では住み慣れた地域で末永く暮らすことのできる持続可能な地域づくりを進めるために、平成29年に社会福祉法の改正を行うとともに、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手・受け手」の関係性を見直し、人と人、人と地域とがつながり、地域全体でともに支え合う「地域共生社会」の実現を全国の自治体で目指すこととなりました。
- これを受け、市原市では「市原市地域共生社会推進プラン」（行政計画）と市原市社会福祉協議会の「第6次市原市地域福祉活動計画」（民間の行動計画）が連携・協働しながら、現在、地域共生社会の実現を推進しています。
- 三和地区においても、地域特性を踏まえた身近な地域での地域共生社会づくりを着実に推進するため、市社協の活動計画と連動する地区行動計画においても今般見直しを図り、「第2次三和地区行動計画」を策定します。

(2) 計画の推進圏域と体制

- 計画の推進圏域は、「三和地区全域」とし、「三和地区社会福祉協議会」を中心に小学校区（市西・養老・海上・光風台）ごとの「小域福祉ネットワーク」と、町会や民生委員児童委員協議会をはじめとする様々な組織・団体と連携・協働しながら地域福祉の推進に取り組みます。

市原市の地域福祉の推進イメージ



<社会福祉協議会と小域福祉ネットワーク>

「市町村社会福祉協議会」は「社会福祉法」に基づいて組織され、地域福祉を専門に推進する「社会福祉法人」で、市町村単位に一法人ずつ組織されています。そして、市原市では、行政区（11 地区）に地域住民が主体となった「地区社会福祉協議会」、また、小学校区(旧小学校区含む)を単位とした「小域福祉ネットワーク」が組織され、相互に連携・協働し、地域の実情に応じた地域福祉活動を展開しています。

(3) 計画の期間

- 三和地区行動計画の期間は、第 6 次市原市地域福祉活動計画の期間に合わせ、2023 年度（令和 5 年度）から 2026 年度（令和 8 年度）とします。

第2章 前計画の成果と課題・方向性

■第2次行動計画の見直しにあたり、第2次行動計画の取組みの成果と見えてきた今後の課題を整理しました。

基本目標1 【地域づくり】向こう三軒両隣で支え合う地域づくり	
成果	<ul style="list-style-type: none"> ●子育てサロン <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の流行により人数制限などの感染予防・感染対策を講じながら開催することで、子育て世帯の交流・仲間づくりに繋がりました。 ●通いの場事業・ふれあいいきいきサロン <ul style="list-style-type: none"> ・小域福祉ネットワーク、町会との連携により通いの場事業を推進し、介護予防、交流・仲間づくりに繋がりました。通いの場の普及に伴い高齢者対象のサロンは休止としました。 ●安心生活見守り支援事業 <ul style="list-style-type: none"> ・小域福祉ネットワークが町会と連携し、一人暮らし高齢者等を訪問し安否確認や声掛けを定期的に行うことで、地域における孤立等の不安感の解消に繋がりました。 ●広報活動 <ul style="list-style-type: none"> ・地区内の地区社協広報誌「さわかせ」を発行、町会回覧を通じ全戸配布し、地域福祉活動に関する周知、啓発を図りました。 ●地域福祉支援事業 <ul style="list-style-type: none"> ・養老、海上、光風台の各小域福祉ネットワークが、歳末の時期に見守り訪問を希望する一人暮らし高齢者を対象に地域福祉支援事業を実施し、地域で見守っている安心感、困りごとの把握に繋がりました。 ●歳末たすけあい運動協力事業 <ul style="list-style-type: none"> ・歳末たすけあい運動への協力として、福祉バザー（コロナ禍である2020～2022年度は歳末たすけあい募金）を実施し、運動の趣旨の理解、地域福祉支援事業等の財源確保に繋がりました。 ●登下校時のあいさつ運動 <ul style="list-style-type: none"> ・児童の登下校時の見守り活動にあわせて「あいさつ運動」を励行することにより、地域交流、世代間交流に繋がりました。
課題・方向性	<ul style="list-style-type: none"> ●サロン活動スタッフの負担の増加、高齢化などの課題と共生社会づくりの実現を上手く絡め、参加者も役割を持ち活躍でき、また、あらゆる世代の住民同士が気軽にふれ合える取組み手法の検討が必要です。 ●安心生活見守り支援事業は、困りごとを抱える住民が孤立せずに、また、早期に困りごとに対応できるよう、訪問員研修の充実や地域の関係団体と連携し支援に繋げる体制づくりが必要です。

基本目標2 【生活支援】 みんなが自由に楽しく暮らせる地域づくり	
成果	<ul style="list-style-type: none"> ●相談支援事業 <ul style="list-style-type: none"> ・住民が身近で気軽に生活上の困りごと相談が出来るよう子育てサロンに相談機能を付加することで、不安の軽減と専門機関の支援に繋ぐなど橋渡し役を担うことができました。 ●日常生活支援事業 <ul style="list-style-type: none"> ・住民相互の生活支援活動である日常生活支援事業「たすけあい三和」を展開し、高齢者等が生活上抱える公的制度で対応できないちょっとした困りごとの改善に努めました。 ●第2層協議体（高齢者支えあい事業） <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の生活課題を把握しその対応策を検討した結果、小域福祉ネットワークと連携・協働し、また、社会福祉法人の協力により「買い物ツアー」を一部の地区（光風台）で開始することができました。
課題・方向性	<ul style="list-style-type: none"> ●相談支援事業は、困りごとを抱える住民の孤立化や生活課題の深刻化を防ぐため、住民に身近な関連団体と連携しながら早期に困りごとに気付き、必要な支援につなげられる体制づくりが必要です。 ●日常生活支援事業は、住民相互の生活支援活動や買い物ツアーなどを事業化しましたが、相談支援事業、第2層協議体などを活用した住民の支援ニーズの積極的な把握に行い、既存事業の検証も踏まえながら、より発展的な取組みに繋げる必要があります。また、活動の充実化に向けた支援者や運営スタッフ(窓口担当、コーディネーター)の確保にも努める必要があります。

基本目標3 【安心・安全】 みんなが安心・安全に暮らせる地域づくり	
成果	<ul style="list-style-type: none"> ●緊急時連絡カードの配布・更新 <ul style="list-style-type: none"> ・災害時や救急・救命時など生命に関わる緊急対策の一環として、小域福祉ネットワークが町会と連携し、毎年、全戸を対象にカードの配布及び更新を行い地域住民の安心感につなげました。 ●児童の登下校時の見守り活動 <ul style="list-style-type: none"> ・小域福祉ネットワークが小学生または中学生の登下校時の際、見守り支援活動を定期的に行い、児童の安全確保に努めました。 ●災害支援ボランティア事業 <ul style="list-style-type: none"> ・災害時の助け合い活動を推進するための研修を実施し、地域住民の防災・減災意識の向上、啓発に努めました。
課題・方向性	<ul style="list-style-type: none"> ●児童の見守りをする担い手の減少や高齢化が進んでいることから、身近に福祉活動に参加できるきっかけづくりとし、学校等と連携し元気なシニア層や住民への活動の周知を強化する必要があります。 ●大規模な災害時に復旧支援を行うボランティアの人材確保や育成、また、市社協や地域の関係団体等との連携体制を構築する必要があります。

基本目標4 【連携・基盤づくり】 みんなの顔がつながる、取り組むための連携と基盤づくり

<p>成果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●小域福祉ネットワーク連絡会議の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・地区社協（中域福祉圏）が、小域福祉ネットワーク（小域福祉圏）との定期的な会議を通じ、活動状況や諸課題を把握するとともに、地域福祉の方向性について共有化を図ることができました。 ●賛助会員の拡充 <ul style="list-style-type: none"> ・地区社協の地域福祉活動を充実・強化するため、理事による賛助会員募集活動を行い、事業周知による理解促進や財源確保を図りました。
<p>課題・方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●小域福祉ネットワーク連絡会議において、地域住民の生活課題の解決に向けた検討を行う必要があります。



▲▼ 地域福祉支援事業
(小域福祉ネットワーク)



▲ 子育てサロン
(地区社協)



▲ 登下校の見守り・あいさつ運動
(小域福祉ネットワーク)



第3章 三和地区の地域特性

- 市原市の中央に位置し、広大な田園風景が広がる稲作中心の農業が盛んな地域です。「千石耕地」と呼ばれる海上地域、歴史的に重要な地とされていた市西地域、南部の広域な中山間地域を有する養老地域、斜面地に住宅団地として造成、整備された光風台地域の4地域で構成されています。
- 地区の人口は減少傾向にあり、また、15歳未満の若年層割合が7.0%（市全体10.8%）と低い水準にあり、一方、65歳以上の高齢者割合は43.6%（市全体30.4%）と大幅に増加しており、少子高齢化が著しく進行している地域です。
- 公共交通機関によるカバー率が低く、古くから交通空白地域が広く分布する地域であり、既存の公共交通が展開されている地域においても、運行頻度が低く利便性が低いとされ、高齢化が進む中で将来の移動手段の確保が課題とされてきました。この課題に対応するため市原市と地域の協働による乗合型のデマンドタクシーの運行や、地区社会福祉協議会と小域福祉ネットワークが社会福祉法人と連携する買い物ツアー、企業と連携した移動販売の導入に取組み始めました。
- これまで、当地区では、地区社会福祉協議会をはじめ、町会や小域福祉ネットワーク、民生委員児童委員協議会などの福祉関連団体が一丸となって、地域生活課題に真剣に向き合いながら先駆的な地域福祉活動を実践してきた実績から、今後も各種団体や専門機関等が連携、協働し、本計画が目指す「地域共生社会」の実現においても、着実に遂行できる可能性を十分に有している地域として期待されています。



▲ 買い物ツアー

(地区社協・小域福祉ネットワーク・社会福祉法人)



▲ 移動販売

(小域福祉ネットワーク・町会・
民生委員児童委員・企業)

第4章 計画の体系

(1) 基本理念

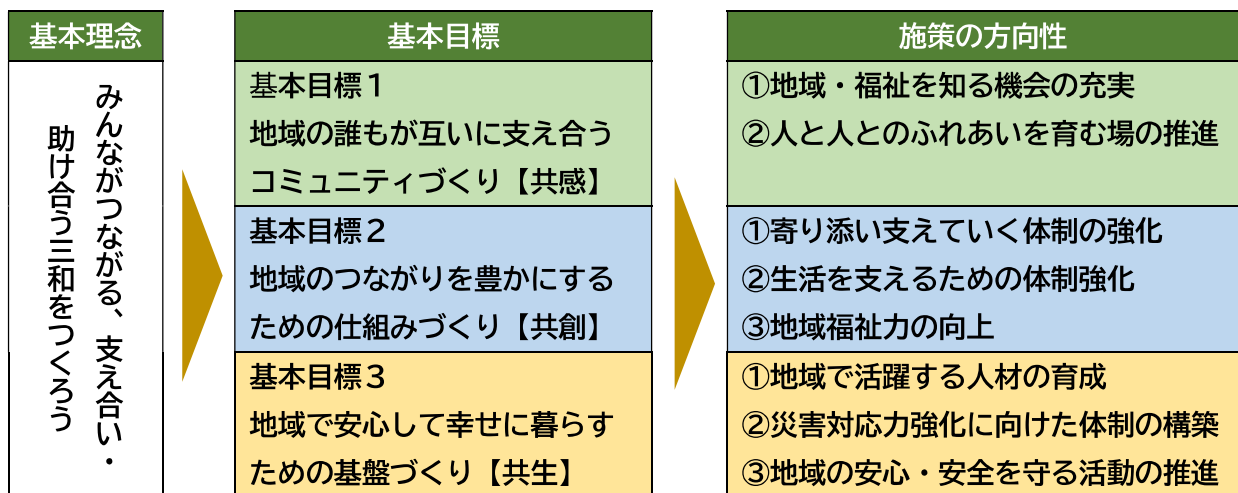
■第2次行動計画の基本理念は、第1次行動計画を継承しながらも、地域生活課題の解決に向けて、地域住民をはじめ、関係団体・専門機関などの多様な主体が、ともに手を取り合い一丸となり支え合う・助け合う地域づくりを進めていくことを願うためのものです。

みんながつながる、支え合い・助け合う三和をつくろう

(2) 基本目標

- 1 地域の誰もが互いに支え合うコミュニティづくり【共感】
- 2 地域のつながりを豊かにするための仕組みづくり【共創】
- 3 地域で安心して幸せに暮らすための基盤づくり【共生】

(3) 計画の体系



(4) 個別事業計画

基本目標 1

①地域・福祉を知る機会の充実（福祉意識の醸成）

事業名	実施主体	●内容／■方向性
広報啓発事業	地区社協広報部・小域福祉ネットワーク 【連携】	<ul style="list-style-type: none"> ●地域住民が身近な地域福祉活動を知り、活動への参加意欲の促進や新たな人材確保につなげるための広報紙を発行します。 ■身近な地域福祉活動の理解促進のため、広報紙の充実に加え、あらゆる世代が気軽にタイムリーに知ることができるSNSの活用方法の検討を進めます。
生活困窮者支援活動の推進	地区社協生活支援部(第2層協議体)・小域福祉ネットワーク【連携】	<ul style="list-style-type: none"> ●困った時はお互い様の地域づくりを推進するため、誰でも気軽に参加できる福祉活動として広く住民等に食料品等の寄付を呼びかけ、福祉意識（共に支える）の醸成を図ります。 ■地域住民や地域福祉関係団体等に食料品等の寄付を呼びかけるとともに、市社協のフードネットワーク事業と連携し必要な世帯等に地域福祉関係者を通じ、配布できる体制構築を目指します。
福祉バザー (歳末たすけあい募金)	地区社協地域づくり部	<ul style="list-style-type: none"> ●歳末たすけあい運動の一環で、歳末の時期に地域で実施する福祉活動(地域福祉支援事業)の財源を確保するため、地域住民などからの献品を受け福祉バザーを実施します。 ■歳末たすけあい運動の主旨(身近な地域での助け合い)を広く住民に周知するとともに、献品や物品販売への協力が、身近な福祉活動の参画に繋がるなどのPRを呼びかけ、住民や関係団体への福祉意識の醸成に努めます。
地域福祉支援事業	小域福祉ネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> ●歳末の時期に特化し実施する活動を通じ、住民の生活課題やニーズを把握し、その後の継続的な地域福祉活動の発展強化につなげます。 ■把握した生活課題やニーズから、後の交流や生活支援などの取組みの検討につなげます。

②人と人とのふれあいを育む場の推進（福祉意識の醸成）

事業名	実施主体	●内容／■方向性
(仮称)共生型サロン事業	地区社協・小域福祉ネットワーク【連携】	<ul style="list-style-type: none"> ●年齢や高齢者・障がい者・子育て等の分野に関係なく全ての地域住民を対象にふれあいを通じた仲間づくりや活躍の場を提供し、共に支え合う福祉意識

		<p>の醸成を図ります。</p> <p>■既存のサロン活動から試行的に共生の視点を取り入れ、成功事例を基に段階的に実施会場の拡充に努めます。</p>
子どもの居場所づくり活動	地区社協・小域福祉ネットワーク【連携】	<p>●地域全体で子どもたちの健やかな育ちを支援するため、子どもたちが定期的集える場を提供し、子育て支援組織や福祉関係者などと連携し、食事や学習支援などを通じたあらゆる世代との繋がりづくりに努めます。</p> <p>■地域ニーズに応じ、地域の子育て支援関係者・団体へアプローチし、理解促進を図りながら居場所の立ち上げや活性化支援を行います。</p>
子育てサロン事業	地区社協地域づくり部	<p>●子育て家庭の孤立防止に向け、ふれあい・仲間づくりを促進します。</p> <p>■共生の視点を取り入れた活動の検討など、発展的なサロン活動の推進に努めます。</p>

基本目標 2

① 寄り添い支えていく体制の強化（地域で孤立させない取組の強化）

事業名	実施主体	●内容／■方向性
相談支援事業 ※第4章(6)三和地区 相談支援体制図参照	地区社協	<p>●地域関係団体が普段取り組んでいる活動と連携し、住民が抱える困りごとを早期に把握し、ケース会議などを通じ適切な支援につなぎ、その後ゆるやかに見守る地域全体の体制構築と推進に努めます。</p> <p>■適切な支援につなぐため、地区全体の相談体制図を踏まえ、地域関係団体、専門機関等と共通理解の徹底を図る。また、ケース会議の設置・推進に向け、地区関係団体及び地区福祉総合相談センター（地域包括支援センター）との連携体制の強化を図ります。</p>
安心生活見守り支援事業	小域福祉ネットワーク	<p>●安心訪問員が見守りを希望する一人暮らし高齢者等に対し、定期的に訪問し安否確認や声掛けなどを行います。</p> <p>■地域の関係団体と連携し見守りが必要な高齢者等に取組みの周知(声掛け)を行うとともに、活動を通じ把握した生活課題に対応するため、訪問員研修の充実や相談支援事業との連携体制を構築します。</p>

②生活を支えるための体制強化（地域で孤立させない取組の強化）

事業名	実施主体	●内容／■方向性
高齢者地域支え合い事業(第2層協議体)	地区社協生活支援部	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者の生活を地域全体で支えるため、生活支援コーディネーターと連携し生活課題やニーズを把握し、生活支援サービスへのマッチングや創出の検討を行います。 ■生活支援コーディネーターを中心に資源マッチングやマッチング会議(ケース会議)を通じた支援方策の検討、生活支援サービスの創出に努めます。
日常生活支援事業 たすけあい三和	地区社協たすけあい支援部	<ul style="list-style-type: none"> ●公的なサービスでは補えない高齢者や障がい者等が抱える生活上のちょっとした困りごとに対し、住民互助による有償の生活支援を行います。 ■今後も高まる支援ニーズに対応するため、現支援活動の検証や地域生活課題の把握に伴う新たな支援活動を創出します。また、継続的な活動に向けた人材の確保（支援会員、運営スタッフ）に努めます。
日常生活支援事業 買い物ツアー	地区社協生活支援部・小域福祉ネットワーク【連携】	<ul style="list-style-type: none"> ●外出手段がなく買い物に不便を抱える一人暮らし高齢者等を対象に、社会福祉法人の車両を活用し地域関係者が付添しながら定期的なツアーを実施します。 ■参加者の意向を踏まえた取組みの拡充や、実施地区の拡大に伴う新たな法人との連携づくりに努めます。また、付添支援する人材（買い物付きボランティア）の確保に取り組みます。



▲買い物ツアー

(地区社協・小域福祉ネットワーク・社会福祉法人)



▲日常生活支援事業「たすけあい三和」

(地区社協)

③地域福祉力の向上

事業名	実施主体	●内容／■方向性
社会福祉法人との連携強化事業	地区社協	<ul style="list-style-type: none"> ●社会福祉法人の公益的な取組みとの連携を通じ、法人の持つノウハウや専門性を活用しながら、生活課題の解決に向けた協働活動の検討や取組みの具現化を図ります。 ■高齢者施設法人に加え障がい者施設法人にも段階的にアプローチし、行動計画推進委員会や第2層協議体への参画につなげ、生活課題の共有や課題解決に向け、専門性を活かした協働活動の検討に努めます。
小域福祉ネットワークとの連携強化事業 (連絡会議・活性化支援)	地区社協	<ul style="list-style-type: none"> ●住民に身近な地域での小地域福祉活動の状況や方向性等を共有し、目指す取組みの実現に向けた連携・協働体制を構築するため、定期的な連絡会議の開催と継続的な活性化支援(財政・運営)を行います。 ■小・中域福祉圏における地域生活課題や目指すべき方向性、活動上の諸課題などの共有を図りながら地区全体での地域福祉活動の充実強化に努めます。

基本目標3

①地域で活躍する人材の育成

事業名	実施主体	●内容／■方向性
福祉教育の推進	市社協・地区社協 【連携】	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉や地域についての理解・関心を深めるとともに地域づくりへの参画のきっかけとなることを目的に、福祉の学びの機会の提供に取り組みます。 ■子ども、若者、大人、シニアなどそれぞれの世代に応じた多様なアプローチを行い、福祉の心の醸成とともに、地域づくりの推進のための理解者、支援者の拡充を図ります。 ■福祉教育パッケージ指定における指定校(小・中・高)との連携・協働体制による地域福祉活動の推進を図ります。また、指定期間終了後も活動を継続推進します。
生活支援活動等の担い手養成研修等の推進	地区社協連携・基盤づくり部	<ul style="list-style-type: none"> ●新たに生活支援事業(たすけあい三和、買い物ツアーなど)の活動者となる住民向けの勉強会、研修等を開催します。

		<p>■今後も高まるニーズを踏まえ、安定的な活動とするため気軽に誰もが参加できる活動である旨の情報発信(チラシ募集)や市社協の「日常生活支援事業担い手養成講座」などを活用した人材の確保に努めます。</p>
--	--	--

②災害対応力強化に向けた体制の構築

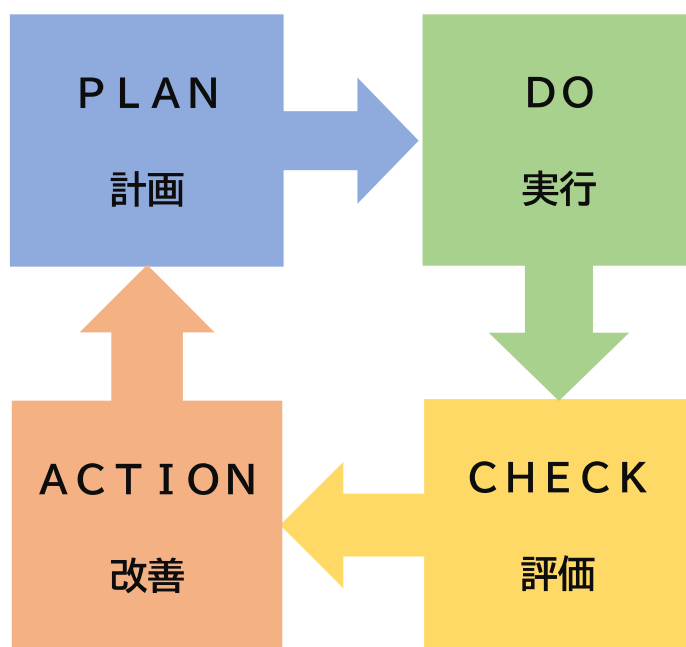
事業名	実施主体	●内容／■方向性
災害支援ボランティア事業	地区社協安心・安全全部	<p>●被災時の復旧活動を担う災害ボランティア活動の体制構築に向け、活動者の確保に向けた住民向けの勉強会等の開催や、関連団体や広く住民に呼び掛け市社協主催の講座や訓練へ積極的に参加し意識啓発やスキル習得に努めます。</p> <p>■平常時から市社協主催の災害ボランティア養成講座、災害ボランティアセンター設置運営訓練参加を通じた意識醸成やスキルを学ぶとともに、甚大な被害が発生した際に設置される市社協の災害ボランティアセンターやサテライト災害ボランティアセンター、福祉避難所への協力体制の構築を図ります。</p>

③地域の安心・安全を守る活動の推進

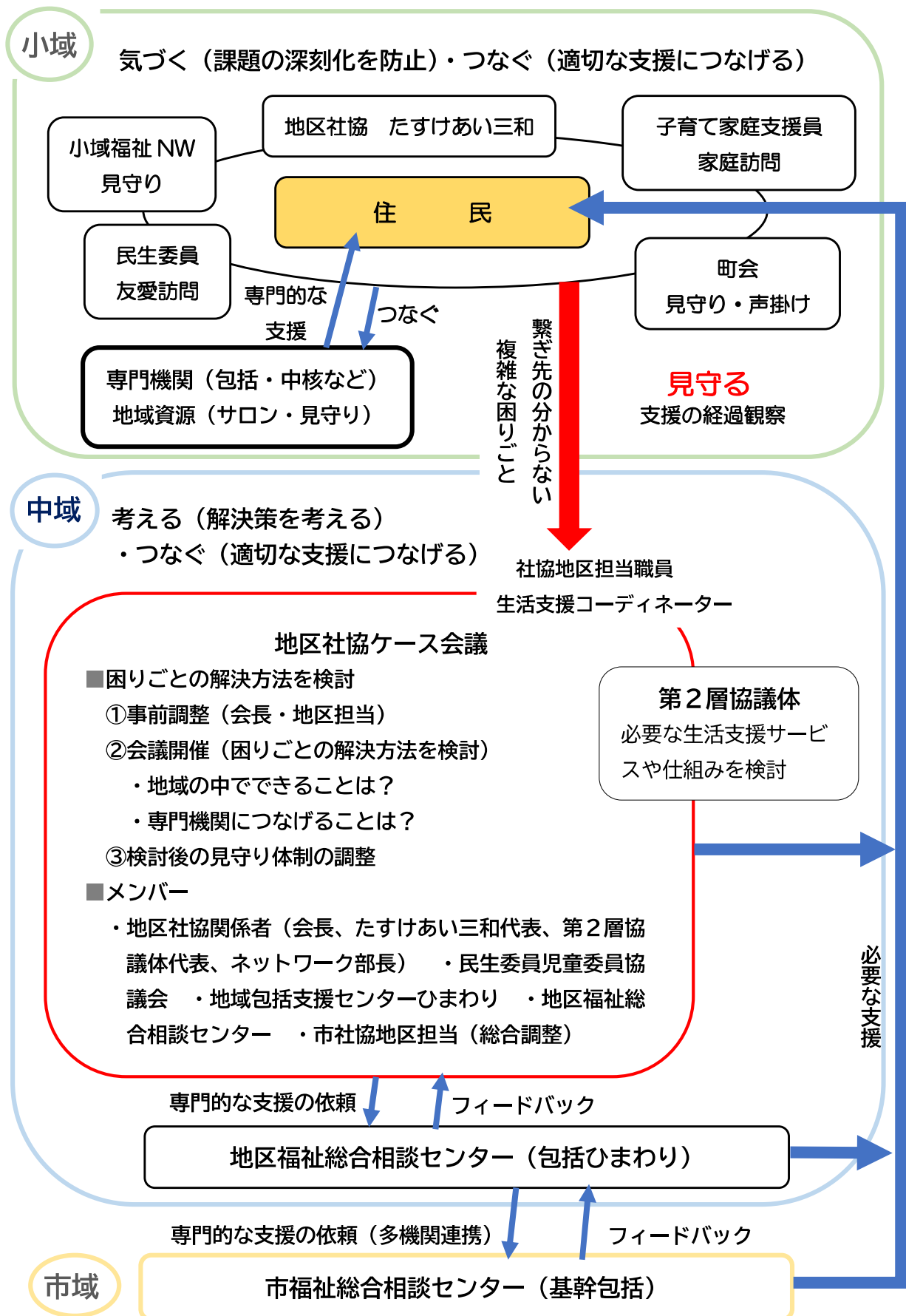
事業名	実施主体	●内容／■方向性
緊急時連絡カードの配布・更新	小域福祉ネットワーク	<p>●災害時や突然の救急・救命時など大切な命に関わる緊急対応の一環として「緊急時連絡カード」を配布します。</p> <p>■正確な情報提供とするため、町会と連携し定期的なカードの更新を推進します。</p>
登下校時の児童の見守り・あいさつ運動	小域福祉ネットワーク	<p>●小・中学校児童の登下校時における安全確保のため、通学路に協力員を配置するなど、登下校時の見守りを行うとともに、あいさつの励行を呼び掛けます。</p> <p>■地域福祉活動への気軽な参加のきっかけづくりとなるよう、学校や地域の関係団体等へと連携しながら、地域への呼び掛けを行い協力者の確保に努めます。</p>

(5) 計画の進行管理

- 計画全体の進行管理は、「三和地区行動計画推進委員会」が行います。
- 推進委員会では一定期間ごとに進捗状況を確認し、必要に応じて計画の見直しを行います。
- PDCAサイクルに基づき進行管理を行います。
 - ①PLAN (プラン)・・・計画
 - ②DO (ドウ)・・・実行
 - ③CHECK (チェック)・・・評価
 - ④ACTION (アクション)・・・改善



(6) 三和地区相談支援体制図



三和地区行動計画推進委員会委員（策定委員）名簿

No.	役職	氏名	所属団体
1	委員長	福田 隆一	三和地区社会福祉協議会
2		横田 護	三和地区社会福祉協議会 三和地区町会長会 市西小学校区小域福祉ネットワーク
3		稲塚 清一	三和地区社会福祉協議会
4		安藤 博	三和地区社会福祉協議会 市西小学校区小域福祉ネットワーク
5		金杉 三四子	三和地区社会福祉協議会 養老小学校区小域福祉ネットワーク
6		地引 洋子	三和地区社会福祉協議会
7		岡 奈美	三和地区社会福祉協議会 養老小学校区小域福祉ネットワーク 三和地区民生委員児童委員協議会
8		渡邊 正	三和地区社会福祉協議会 海上小学校区小域福祉ネットワーク
9		川上 保	三和地区社会福祉協議会 光風台小学校区小域福祉ネットワーク 三和地区民生委員児童委員協議会
10		小出 満寿男	三和地区社会福祉協議会 市西小学校区小域福祉ネットワーク 三和地区民生委員児童委員協議会
11		高山 弘	三和地区社会福祉協議会 市西小学校区小域福祉ネットワーク
12		高石 和男	三和地区社会福祉協議会
13		二田口 三津子	三和地区社会福祉協議会 光風台小学校区小域福祉ネットワーク
14		本吉 孝夫	三和地区社会福祉協議会 養老小学校区小域福祉ネットワーク
15		伊藤 洋一	三和地区社会福祉協議会 海上小学校区小域福祉ネットワーク
16		進藤 誠	光風台小学校区小域福祉ネットワーク

